（参考様式３）

　　　　　年　　　月　　　日

●●●●市町村長　殿

●●●●知事（市長）

刑罰証明書の交付について（依頼）

　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）に基づく養子縁組あっせん事業の許可等の事務に関し、法第８条に定める欠格事由に該当するか否かの確認のため、下記の者の刑罰証明書（別紙）が必要ですので、交付下さいますようお願い致します。

記

１　代表者及び役員の人定事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 生年月日 | 本　籍　地 |
|  | 年　月　日 |  |
|  | 年　月　日 |  |
|  | 年　月　日 |  |
|  | 年　月　日 |  |
|  | 年　月　日 |  |

２　照会対象

　　１の者が以下に該当するか否かについて

　　・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

・　国民の福祉に関する法律（※１）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

・　児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者（※２）

　（※１）国民の福祉に関する法律

・児童福祉法（昭和22年法律第164号）

・生活保護法（昭和25年法律第144号）

・社会福祉法（昭和26年法律第45号）

・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

・介護保険法（平成９年法律第123号）

・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

・国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の５第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）

・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

（※２）児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

刑法（明治40年法律第45号）第22章（同法第184条を除く。）の罪（わいせつ及び強制性交等の罪）を犯した者その他児童に関わる罪を犯した者

３　照会理由

　　本件の照会は、法第８条に定める養子縁組あっせん事業の許可の欠格事由に関する証明のために必要とするものである。

（参考）民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（抄）

　（許可の基準等）

第七条　都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一　養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。

二　養子縁組あっせん事業を行う者（その者が法人である場合にあっては、その経営を担当する役員）が社会的信望を有すること。

三　申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。

四　養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五　営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。

六　脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。

七　個人情報を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

八　前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

２　（略）

　（許可の欠格事由）

第八条　都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

一　心身の故障により養子縁組あっせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　この法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

六　第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

七　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

八　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの